

○物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等

平成17年12月28日

告示第309号

改正 平成22年2月12日告示第17号

平成23年10月3日告示第2号

平成25年9月30日告示第248号

1 物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（以下「物件の製造等の契約」という。）の種類

物件の製造等の契約の種類は、町長が別に定める分類表に掲げるとおりとする。

2 一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、3(1)から(3)までに掲げる審査項目について、町長が行う資格審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 法令の規定により、その営業に関して、許可・認可・登録等を受けていることを必要とされている業務において、これを受けていない者

(4) 納付すべき税（市区町村税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税）を完納していない者

3 審査項目

(1) 経営内容

申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物件等の生産又は販売について算出した年平均の生産額又は販売額

## (2) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額（法人にあつては払込資本金額に積立金、準備金及び繰越金の額を加えた額、個人にあつては次の年に繰越した純資本金の額）

イ 審査基準日現在における従業員数

ウ 物品の製造及び役務等の提供に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具及びその他備品の合計額）

## (3) 経営状況

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

イ 審査基準日現在までの営業年数

## 4 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3(1)から(3)までに掲げる審査項目を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

## 5 申請の方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（町長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した物件等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を町長に行わなければならない。

ただし、町長が特に認めた場合で、次に掲げる事項のいずれにも該当するとき、申請書（様式第1号）による申請（以下「紙申請」という。）を行うことができる。この場合、申請書は玉村町役場総務課契約管財係に提出するものとする。

(1) 玉村町内に本店・本社等営業の本拠地を有すること。

- (2) 玉村町以外の群馬県CALIS／EC市町村推進協議会参加自治体に登録申請を行わないこと。

## 6 申請の期間

- (1) 電子申請の受付期間は隔年の1月1日から3月31日までの間で町長が指定した日とする。ただし、紙申請の場合は平成26年2月17日から同年3月7日までとする。
- (2) (1)の期間以外における申請については、町長が必要と認めた場合に、当該申請を受け付けるものとする。

## 7 添付書類

申請者は、申請後、次に掲げる書類を直ちに群馬県庁県土整備部建設企画課内群馬県CALIS／EC市町村推進協議会に提出しなければならない。ただし、(9)及び(10)については玉村町役場総務課契約管財係に提出するものとする。

なお、紙申請の場合は、全てを玉村町役場総務課契約管財係に提出するものとする。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書（写し可）
- (2) 印鑑証明書（電子申請の場合は不要）
- (3) 納税証明書（法人にあつては市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税、個人にあつては市区町村税、所得税、消費税及び地方消費税に関するもの。なお、同時に群馬県に申請する場合は、都道府県税に関するもの。写し可）
- (4) 法人にあつては財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもの）、個人にあつては確定申告書等の写し（審査基準日の直近2年間の所得税青色申告決算書の写し又は所得税確定申告書の写し）
- (5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (6) ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズを取得している場合は、登録証の写し
- (7) 行政書士に申請の代行を依頼している場合は、行政書士委任状
- (8) 役務等の提供の大分類の営業品目を選択した場合は、業務実績報告書

(9) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状（任意の様式）

(10) 玉村町の事務事業からの暴力団又は暴力団員等の排除措置に関する要綱(平成24年要綱第24号)第5条第2項に定める誓約書

## 8 電子申請、申請書及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 申請書及び7(4)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請、申請書及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でしなければならない。なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

## 9 資格審査の結果通知

町長は、申請者に対し、資格審査の結果を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

## 10 申請内容の変更の届出

申請者は、申請を行った後、その内容に変更があったときは、速やかに、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出なければならない。ただし、紙申請の場合は、営業廃止・申請事項等変更届（様式第2号）により届け出ることができる。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

## 11 資格の取消し等

町長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後2年間は資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止又は休止した者
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産の宣告を受けた者
- (3) 電子申請、申請書又は添付書類に虚偽の事実を記録又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

## 1.2 資格の取消し等の通知

町長は、1.1の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年2月12日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月3日告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日告示第248号）

この告示は、公布の日から施行する。





(第3面)

捨印

7 経営規模等総括表

A 製造・販売等実績高

(単位：千円)

前々事業年度				直前事業年度				年間平均実績
自	年	月	日	自	年	月	日	
至	年	月	日	至	年	月	日	
千円				千円				千円

B 自己資本額

(単位：千円)

区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計
払込資本金			
準備金			
積立金			
繰越利益剰余金			
計			

C 従業員数

従業員合計X	うち障がい者雇用数Y	障がい者雇用率 $Y/X \times 100$
人	人	%

D 機械設備の額

(単位：千円)

機械装置類	運搬具類	工具その他	計

機械装置の内訳(物品の製造のみ)

名 称	形 式(規 格)	能 力	台数

E 流動比率

流動資産額X	流動負債額Y	流動比率 $X/Y \times 100$
千円	千円	%

F 営業年数

創 業	休業(転廃業)期間	現組織への変更	営業年数
年 月 日	年 月 日 年 月 日	年 月 日	年



(第4面)

捨印

8 委任先営業所

見積、入札、契約締結の件で営業所等に委任する場合は、営業所について以下に記入してください。

委 任 先 営 業 所	
営 業 所 名	
代 表 者 役 職	
フ リ ガ ナ 代 表 者 名	
フ リ ガ ナ 所 在 地	〒
電 話 番 号	( )
F A X 番 号	( )
フ リ ガ ナ 担 当 者 氏 名	
担当者メールアドレス	

(第5面)

捨印

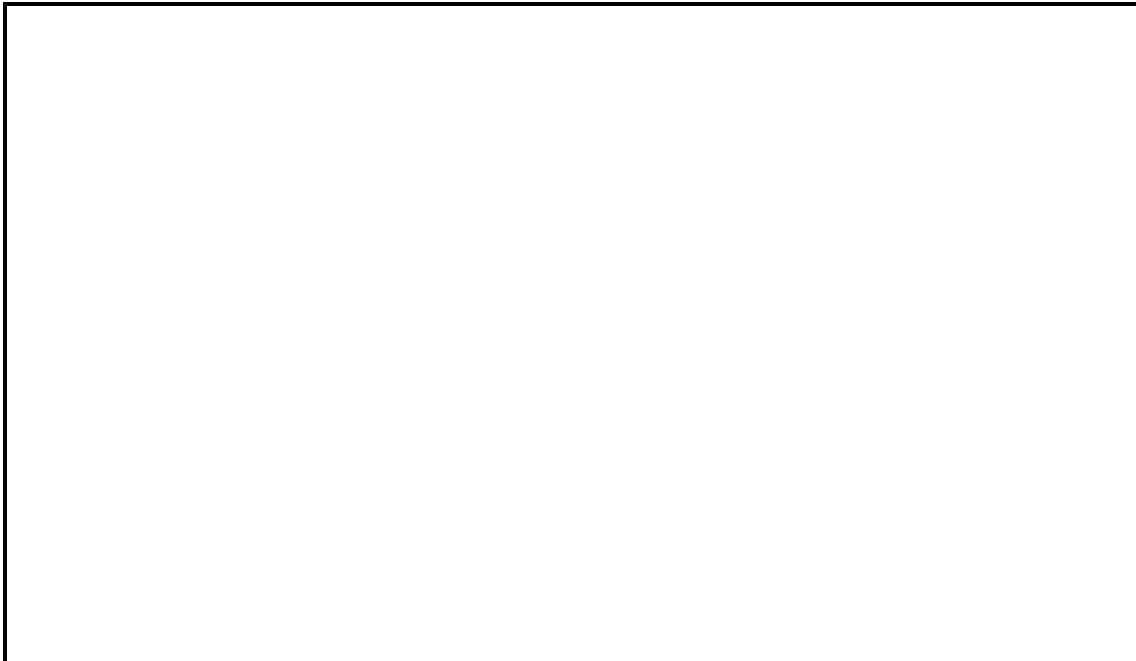
9 位置図

本店及び「8 委任先営業所」に記載した営業所一覧の位置図を記載して下さい。

本店



営業所(営業所名： )



(第6面)

10 営業品目

下の営業品目の一覧から、主たる営業品目については「主」に、それ以外の営業品目については「他」にチェックをして下さい。

No	資格区分	大分類		小分類			
		主	他	主	他		
1	物品の製造			印刷	活版印刷		
2					グラビア印刷		
3					オフセット印刷		
4					フォーム印刷		
5					封筒		
6					製本		
7					タイプオフ印刷		
8					ダイレクト印刷		
9					点字印刷		
10						地図・航空写真	地図製作
11							図面制作
12							写図
13							航空写真
14							その他
15					物品の販売		
16					鋼製什機		
17					事務用家具		
18					和洋紙		
19					印章		
20					OA機器		
21					その他の事務用品		
22						教育機器	学校教材
23							教育機器
24							保育教材・遊具・玩具
25							教育家具
26							その他の教材

27			書籍		図書
28					雑誌・刊行物
29					映像ソフト
30			理化学医薬・保健機器		理化学機器
31					計測機器
32					実験機器
33					測量機器
34					医療機器
35					X線フィルム
36					光学機器
37					介護用機器
38					その他の理化学医薬・保健機器
39			薬品		医療用薬品
40					工業用薬品
41					農業用薬品
42					動物用薬品
43					ガス類
44					衛生用品
45					その他の薬品
46			電気・通信機器		電気器具
47					放送・通信用機器
48					家電製品
49					家電消耗品
50			産業用機械		産業機械
51					建設用機械
52					工作用機械
53			農林業用機械		林業用機器
54					農業用機器
55			農林業用用品		種苗
56					肥料
57					飼料
58					園芸資材

59			花き類
60			その他の園芸用品
61		車両類	自動車
62			二輪車
63			特殊自動車
64			自転車
65			自動車部品
66			タイヤ
67			船舶
68			ぎ装
69			消防用自動車
70			救急用自動車
71			警察用自動車
72			その他緊急自動車
73		燃料類	ガソリン・軽油
74			重油
75			灯油
76			燃料用ガス
77			薪炭
78			その他の燃料
79			石油器具
80		厨房機器	調理台
81			流し台・洗面台
82			給湯器
83			調理機器
84			厨房用食器
85			ガス器具
86			その他の厨房機器
87		食料品	食料品
88			お茶
89		運動用品	運動用具
90			武道用品
91			キャンプ・登山用品
92			運動設備品その他
93		音楽用品	楽器・楽譜

94				レコード・音楽CD等
95				その他の音楽用品
96		百貨店		ギフト製品、百貨
97		繊維製品		制服
98				作業服・事務服
99				白衣
100				寝具類
101				帽子
102				その他の衣料品
103		室内装飾品		カーテン
104				じゅうたん
105				ブラインド
106				椅子カバー
107				どん帳
108				暗幕
109				テント
110				シート類
111				家具類
112				木工製品製造
113				その他の室内装飾品
114		写真		写真機
115				撮影機
116				映写機
117				フィルム
118				写真材料
119				DPE
120				マイクロ写真機
121				青焼き
122				カラーコピー
123		記念品・時計		記章
124				カップ・トロフィー・楯
125				記念品

126				時計
127				貴金属
128		荒物雑貨		家庭金物
129				荒物
130				雑貨類
131				手芸用品
132				かばん
133				ゴム・ビニール製品
134				陶磁器
135				作業靴
136				皮革製品
137		看板・展示品		看板・掲示板
138				横断幕
139				模型
140				ステッカー類
141		道路標識		道路標識
142				カーブミラー
143				バリケード
144				保安灯
145		工事用材料		アスファルトコンクリート
146				木材
147				建築金物
148				工具
149				塗料
150				生コン・セメント
151				砕石・砂利
152				仮設資材
153				電線
154				その他の工事用材料
155		コンクリート製品		ヒューム管
156				パイル
157				道路・下水道用品

158			陶管
159			PC板
160			ブロック
161			その他のコンクリート製品
162		鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材
163			鋼管
164			ガードレール
165			パイプ
166			鉄蓋
167			鋳鉄品
168			鉛管
169			ビニール管
170			その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
171		警察・消防用品	鑑識用機材
172			警察用品
173			防災用品
174			消防ポンプ
175			ホース
176			消火器・消火器薬剤
177			救急用機器
178			消防用機器
179			消防用被服
180			その他の消防用品
181		水道用品	水道用特殊部品
182			水処理薬剤
183			資材
184			その他の器具
185		特殊物品	清掃工場用物品
186			選挙用品
187			斎場用物品
188			美術品
189			ペット用品



190				大型遊具
191				その他の物品
192			その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
193	役務等の提供		清掃	建物清掃
194				貯水槽・高架水槽の清掃
195				除草
196				樹木剪定
197				管渠清掃
198				道路・水路清掃
199				下水道維持・管理
200				その他の清掃
201				浄化槽清掃
202				沈殿槽・分離槽清掃
203				除雪
204			警備・受付・案内	有人警備
205				交通誘導
206				機械警備
207				プール監視
208				施設受付・案内
209			消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等
210				シロアリ
211				くん蒸
212				その他の害虫等駆除
213				松くい虫
214			保守管理	施設管理
215				施設・設備運転管理
216				駐車場管理
217				道路等管理
218				電気設備
219				通信・放送設備
220				舞台装置
221				昇降機
222				その他の機械設備

223			空調・衛生設備
224			消防・防災設備
225			事務用機器
226			遊具・体育器具
227			その他の保守管理
228			浄化槽管理
229			自動ドア
230			医療機器
231			シャッター設備
232		クリーニング	クリーニング・ランドリー
233			リネンサプライ
234			寝具丸洗い・乾燥・消毒
235		廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬
236			一般廃棄物処分
237			産業廃棄物収集運搬
238			産業廃棄物処分
239			特別管理産業廃棄物収集運搬
240			特別管理産業廃棄物処分
241			その他の廃棄物処理
242		運搬業務	旅客運送
243			貨物運送
244			旅行企画
245			倉庫
246			その他の運搬業務
247			美術品運搬
248		情報処理	システム開発・保守
249			データ作成・入力
250			その他の情報処理
251		検査・分析・調査	環境関係調査
252			環境計量証明
253			世論調査
254			市場調査

255				交通調査
256				地域計画調査
257				調査・研究(シンクタンク)
258				測量
259				その他の検査・分析・調査
260				文化財調査
261				アンケート調査
262				漏水調査
263			イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営
264				会場設営・撤収
265				デザイン
266				ビデオ作製
267				番組の企画・制作
268				映像音響ソフト制作
269				ホームページ制作
270				広告代理
271				看板標識作製・設置
272				写真・マイクロフィルム
273				その他の制作
274				文化財等複製作製
275			研修・講習	研修・講習
276			事務処理	筆耕等事務補助
277				不動産関係事務・業務
278				その他の事務処理
279				速記
280				議事録調整業務
281				封入封緘業務
282			人材派遣	一般労働者派遣
283				特定労働者派遣
284			リース・レンタル	事務用機器
285				電算システム
286				産業・建設機器
287				動植物

288				情報機器
289				イベント用品
290				その他のリース・レンタル
291				自動車
292				医療機器
293				ボイラー機器
294			医療福祉	福祉サービス業務
295				給食サービス業務
296				検診・予防接種・各種医療検査
297				その他の医療福祉
298			車両整備	自動車整備
299				機械整備
300			その他	ピアノの調律
301				畳関係
302				その他の業務
303				自動車保険
304				損害保険
305				森林整備
306				料金徴収
307				翻訳
308			再生資源化	再生資源化
309	物品の購入		資源回収	鉄くず
310				非鉄金属くず
311				古紙
312				ビン類
313				ペットボトル
314				古物
315				火葬残骨灰
316				その他
317				自転車



品目 番号		登録 番号	
----------	--	----------	--

営業廃止・申請事項等変更届

年 月 日

玉村町長 あて

所 在 地

商号又は名称 印

代 表 者 名

営業を下記のとおり廃止(休止)しました。  
競争入札資格に係る  
申請事項を次のとおり変更しました。

1	営業の廃止 廃止年月日	年 月 日
	営業の休止 休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 申 請 事 項 の 変 更	(1) 変更事項	
	(2) 変更前	
	(3) 変更後	
	(4) 変更年月日	年 月 日

注 添付書類

- ・所在地を変更したとき。 登記事項証明書の原本
- ・商号又は名称を変更したとき。 登記事項証明書の原本
- ・代表者の変更があったとき。 登記事項証明書の原本及び申請時に委任状を提出した場合は委任状
- ・代理人の変更があったとき。 委任状